

ぐるなび FineOrder 有償オプションサービス利用約款

第1条 (本約款の適用)

- ぐるなび FineOrder 有償オプションサービス利用約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する「ぐるなび FineOrder」(以下「FineOrder」という)を利用している事業者(当社が運携する再販先(以下「再販先」という)との間でFineOrderの利用契約を締結している事業者を含む)が、有償オプションサービス(第3条に定義する。以下同じ)の利用にかかる申込を行い、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」という)との間に適用される。
- 本約款に定めなき事項については当社が別途定める基本約款の定めが適用されるものとし、本約款の定めと基本約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、本約款における用語の定義は、基本約款の定めに従う。
- 契約者が当社又は再販先との間でFineOrderの契約を締結していることを有償オプションサービスの利用の条件とし、当社又は再販先とのFine Orderの契約が終了した場合、契約者は有償オプションサービスを利用することはできないものとする。

第2条 (本約款の締結及び成立)

- 有償オプションサービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」という)に必要な事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされる。
- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、有償オプションサービスを利用することができない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない。
- 本契約は、当社が利用希望者による有償オプションサービスの申込を承認した時点をもって成立する。

第3条 (有償オプションサービス)

- 有償オプションサービスとは、当社が契約者から受託する、以下の各号に掲げるサービスのうち、契約者が申込書等にて選択したサービスをいう。
 - 稼働時サポートサービス
 - 運営改善サポートサービス
 - 販促コンサルティングサービス
- 有償オプションサービスの詳細は、申込書等及び営業資料に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとする。

第4条 (有償オプションサービスの提供等)

- 当社は、本約款の定めに従い、善良なる管理者の注意をもって申込書等記載の有償オプションサービスにかかる業務(以下「本業務」という)を実施する。
- 当社は、本業務を第三者(以下「委託先」という)に委託することができるものとし、契約者は事前にこれを承諾するものとする。

第5条 (有償オプションサービスの提供にかかる諸条件)

各有償オプションサービスの提供にかかる諸条件は本約款特記事項及び営業資料に定めるものとする。

第6条 (作業場所)

- 当社は、契約者の事業所等、本業務を遂行するために必要な場所において本業務を遂行することができる。この場合、契約者は、当社による本業務の遂行に必要な場所及び設備を当社が使用することを認める。
- 当社は、前項に基づき本業務に従事する場合、善良な管理をもって契約者の事業所及び対象店舗を使用するものとし、本業務の遂行の目的以外には使用しない。

第7条 (対価)

有償オプションサービスの対価は、申込書等にて定める。なお、対価の支払いにかかる諸条件については、別途当社が契約者に対して発行する請求書の記載に従うものとする。

第8条 (契約期間)

- 本契約の期間(以下「契約期間」という)は、本契約の成立日から本業務が完了する日までとする。
- 前項の定めにかかわらず、契約者が選択した有償オプションサービスが毎月提供される月額サービス(以下「月額サービス」という)である場合、契約期間は、当該月額サービスに限り、本契約の成立日から起算して1年間とする。なお、契約期間が満了する1か月前までに当社または契約者から相手方に対し、本契約の終了を希望する旨の通知がない場合、契約期間は、満了日の翌日から起算してさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 本契約が終了した場合においても、前条の定めは対価の支払いが完了するまで、次条の定めは期限の定めなく有効に存続する。

第9条 (権利帰属)

- 本業務遂行の過程で生じた営業上及び技術上の知見、ノウハウ、成果物(有償オプションサービスにおいて、当社が契約者に納入すべきものを定めた場合における当該納入すべきものをいう。以下同じ)にかかる著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)等の知的財産権は当社に留保される。
- 当社は、契約者に対し、契約者の業務遂行に必要な範囲において、前項に基づき当社に留保された権利の使用を無償で許諾する。

第10条 (検収)

- 本業務において成果物が発生する場合、契約者は、成果物の納入日から5営業日(当社の営業日)以内(以下「検査期間」という)に、申込書等に基づき検査を行うものとする。但し、検査期間について別途合意した場合はこの限りではない。なお、成果物が発生するサービスは別途当社が提示する営業資料に定めるものとする。
- 前項に定める検査に適合しない場合、不適合の理由を具体的に明示した上で直ちに通知し、補正を求めるものとする。この場合、検査に適合するまで、前項

- と同条件にて検査を行う。
- 契約者が、当社に対し、検査期間内に不適合通知を行わない場合、検査期間の経過をもって検査に合格したものとみなす。但し、合理的な理由による検査遅延の場合はこの限りではない。
- 本条に定める検査に合格したことをもって、成果物の検収完了とし、成果物の引渡し完了したものとする。また、成果物が発生するサービスにおいては、成果物の検収完了をもってサービスの提供が完了するものとする。

第11条 (契約不適合責任)

当社は、成果物に種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合があった場合においても、前条に定めるもののほか、一切の責任を負わず、契約者は、成果物の検収完了後においては、成果物の補正、代替物の引渡し、不足分の引渡し又は代金の減額を請求することはできない。但し、当社が当該不適合について知りながら告げなかった場合においてはこの限りではない。

第12条 (履行遅滞)

当社は、本業務の完了予定の遅延が見込まれると合理的に判断する場合、その理由及び新たな本業務の完了予定を契約者に通知する。

第13条 (本業務の中断等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本業務の全部又は一部を中断することができるものとする。この場合、契約者に対し、事前にその旨を通知する。但し、事前の通知が不可能な場合又は緊急を要する場合は除く。
 - 当社の設備、サーバー及びシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
 - 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を停止した場合
 - 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本業務の遂行が不能又は困難な場合
 - 第三者のサービスを利用して本業務を遂行している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本業務の遂行が不能又は困難な場合
- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合(以下の各号に該当するおそれのあると当社が判断した場合も含む)、本業務の全部又は一部を予告なく中断することができるものとする。
 - 契約者が基本約款又は本約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - 契約者の関係者が逮捕、起訴された場合
 - 当社への支払が遅滞した場合
 - その他当社が合理的な理由により本業務の遂行を不適当と判断した場合
- 当社が、前二項の定めに基づき、本業務の全部又は一部を中断した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負わない。

第14条 (本契約の解約等)

- 本契約成立後、契約者が本契約を解約する場合、当社は契約者に対して本業務の対価を全額請求できるものとする。但し、契約者が選択した有償オプションサービスが月額サービスである場合、本項の規定は適用されない。
- 契約者が選択した有償オプションサービスが月額サービスの場合、契約者は、契約期間中においても、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとする。
- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知・催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとする。
 - 契約者が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されない場合
 - 相当期間経過後も契約者の責めに帰すべき事由により本業務を遂行できない場合
 - 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
 - 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - 契約者による当社への過度な要求があった場合
 - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。
- 本条第3項による解除権の行使は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、当社は契約者に対して本条第2項に従って算出した本業務の対価を請求できるものとする。

第15条 (データの利用等)

- 基本約款第16条(秘密保持)の規定にかかわらず、当社は、本業務の遂行にあたって契約者から提供を受けた情報(秘密情報を除く。)、及び本業務の遂行過程で取得した契約者のFineOrderの利用にかかる情報・データ等並びにFineOrderと連携するPOSレジシステムの利用にかかる情報及びデータ(個人

情報保護法に定義する個人情報を含まない情報を指し、以下総称して「取得データ等」という並びに個人情報を含まない秘密情報を統計データ、分析データ又は集会的データの形式に処理・加工したもの(情報主体が特定できない状態の分析データをいい、以下「統計データ等」という)にして、以下に掲げる目的で利用することができるものとする。なお、統計データ等は秘密情報には該当しないものとする。

- (1) FineOrder サービスの営業活動
 - (2) FineOrder 及び有償オプションサービスを含む FineOrder の関連サービス(以下総称して「FineOrder サービス」という)及び FineOrder サービス以外の当社のサービス(プロモーションを含む)の企画・開発・分析・改善
2. 当社は、本業務の遂行のために契約者から提供を受けた情報及びデータ等(秘密情報を含む。)を加工・集計・分析したデータ(情報主体が特定できる状態の分析データをいう)について、その使用態様等に関して契約者の事前の承諾を得たうえで、FineOrder サービスの営業活動に利用することができるものとする。
3. 当社は有償・無償を問わず、統計データ等を第三者に提供することができるものとする。

制定日:2023年10月2日

改定日:2024年5月15日

特記事項 有償オプションサービス諸条件

1. 本業務にかかる交通費及び宿泊費は契約者の負担とし、当社は申込書等に定める本業務の対価のほか、以下の表に従い、契約者に対し交通費及び宿泊費を請求することができるものとします。

項目	金額(税別)
交通費(～25km)	25,000 円/回
交通費(～50km)	30,000 円/回
交通費(～51km)※1	35,000 円/回
宿泊費※2	10,000 円/泊

※1 51km 以上の場合、別途見積の上、追加請求発生する場合があります。

※2 ゴールデンウィーク、お盆期間、年末年始などは、別途見積の上、追加請求発生する場合があります。

2. 土日祝日の対応は原則できません。

制定日:2023年10月2日